

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（畜産安全課）

### 一 趣旨

埼玉県中央家畜保健衛生所を廃止するとともに、埼玉県熊谷家畜保健衛生所及び埼玉県川越家畜保健衛生所の管轄区域を変更するための改正

### 二 内容

条例第一条の表の内容に変更が生じるため、次のとおり同表を改正する。

- (一) 中央家畜保健衛生所の項を削除する。
- (二) 熊谷家畜保健衛生所の項を表の先頭に移動する。
- (三) 川越家畜保健衛生所の管轄区域に中央家畜保健衛生所の管轄区域及び東秩父村を加える。

### 三 施行期日

令和八年九月一日